



島根県産木材を使う

島根*創生
SHIMANE SOUSEI 2nd
島根県補助事業

“支援”が新しくなります。

令和8年度 県産木材建築利用促進事業

新 非住宅の増改築及び木質化も 申請できるようになります。

しまねの木を使おう！

住宅、非住宅建築物に島根県産木材を活用することが“島根の森を元氣”にしてくれます。

森林資源の有効活用

新しい雇用の創出

地場産業の活性

「伐って・使って・植えて・育てる」

循環型林業は、多様な機能を持つ森林の維持保全をはじめ、持続可能な環境保護につながります。



住宅建築は



新築・増改築に

MAX 37.5万円

非住宅建築は



新築・増改築・木質化に

MAX 100万円

さらに

JAS材・内装材等の使用で

上記補助金にプラス

住宅に MAX 12.5万円

非住宅に MAX 30万円

非住宅建築物は



設計・監理に

MAX 100万円

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ
お申し込みは

(一社)島根県木材協会 TEL.0852-21-3852

島根県松江市母衣町55【林業会館3F】 FAX.0852-26-7087 <https://shimane-mokuzai.jp/>

島根県農林水産部林業課木材振興室 松江市殿町1番地 TEL0852-22-6749 <https://www.pref.shimane.lg.jp/ringyo/>



令和8年度
県産木材建築利用促進事業

「しまねの木」を使った住宅・非住宅建築物づくりに興味のある方は、お近くの認定建築士・工務店にご相談ください!



※建築支援の助成対象は「しまねの木」活用工務店が建築し、県産木材を60%以上、かつ5㎡以上使用したものです。
 ※木質化支援では、使用する木材は県産材としますが、使用割合・使用量・工務店要件は問いません。

助成対象

施主または工務店・施工者

住宅建築は



一戸あたり 新築・増改築に **MAX 37.5万円**

増改築の最大額が20万円から37.5万円に増えました!!

助成対象
 施主または工務店

県産木材の使用量に応じて支援を「増額」

25m ³ 以上	37.5万円
11m ³ 以上～25m ³ 未満	11.1～34.5万円
5m ³ 以上～11m ³ 未満	5～10万円

新築の場合の使用量の下限が10㎡から5㎡に引き下げられました。

非住宅建築は



一棟あたり 新築・増改築・木質化に

MAX 100万円

助成対象
 施主または工務店

県産木材の使用量に応じて支援を「増額」

70m ³ 以上	100万円
25m ³ 以上～70m ³ 未満	37.5～96.3万円
11m ³ 以上～25m ³ 未満	11.1～34.5万円
5m ³ 以上～11m ³ 未満	5～10万円

新築の場合の使用量の下限が10㎡から5㎡に引き下げられました。

助成対象
 施主または施工者

木質化支援(非住宅)

内外装木質化支援	経費の1/3以内
備品導入支援	経費の1/3以内

(机・テーブル、椅子、ベンチ、陳列棚等)

JAS材・内装材等の使用で

さらに

上記補助金にプラス

一戸あたり 住宅に **MAX 12.5万円**

一棟あたり 非住宅に **MAX 30万円**



JAS材・内装材等を使用した場合は、**1m³あたり1万円を加算します。**

※木質化支援は対象外となります。



非住宅建築物は



一棟あたり 木工事費の8.75%以内
上限100万円

● 県産木材利用のモデル的事例として認めるもの



助成対象 「しまねの木」活用建築士

県産木材を60%以上使用する非住宅建築物の設計・監理を支援します。

島根県は「しまねの木」の活用を応援します!!

- 「しまねの木」活用工務店
- 「しまねの木」活用建築士

島根県は、島根県産木材を積極的に利用する工務店を「しまねの木」活用工務店、建築士を「しまねの木」活用建築士に認定しています。



お住まいの地域の活用建築士・工務店は [こちら](#) ▶

